

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 教員の資格（第 3 条～第 8 条）
- 第 3 章 選考の方法
 - 第 1 節 教授（第 9 条～第 16 条）
 - 第 2 節 准教授、講師、助教及び助手（第 17 条～第 23 条）
- 第 4 章 雑則（第 24 条～第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学職員任免規程（平成 19 年規程第 16 号）第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、札幌医科大学保健医療学部の教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。以下同じ。）、助教及び助手（以下「教員」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（教員選考の審議）

第 2 条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究評議会の議を経た上で、教員の選考を行う旨を、保健医療学部長に対し通知する。

- (1) 欠員となることが確実となった場合
- (2) 欠員となった場合
- (3) 昇任の場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、新たに選考する必要の生じた場合

2 保健医療学部長は、前項の通知を受けた場合には、保健医療学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て教員の選考を行う。

第 2 章 教員の資格

（教授の資格）

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、10 年以上の研究歴を有する者
- (2) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。）を有し、かつ、当該専門職学位の専攻分野に関する 10 年以上の実務上の業績を有する者
- (3) 研究上の業績が第 1 号の者に準ずると認められる者
- (4) 大学において教授の経歴のある者
- (5) 大学において 3 年以上准教授の経歴があり、かつ、10 年以上の教歴を有する者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力がある

と認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授の経歴のある者
- (3) 大学において5年以上専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教歴を含む。）を有する者
- (4) 修士以上の学位又は専門職学位を有し、かつ、専攻分野に関する5年以上の実務上の業績を有する者
- (5) 研究所等に10年以上在職し、かつ、研究上の業績を有する者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士以上の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者
- (3) 専攻分野について、ふさわしい知識及び経験を有すると認められる者

（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条に規定する教授又は第4条に規定する准教授となることのできる者
- (2) 修士以上の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第7条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

（大学院博士課程前期担当教員の資格）

第8条 札幌医科大学大学院の博士課程前期を担当する教員となることができる者は、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められ、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（大学院博士課程後期担当教員の資格）

第9条 札幌医科大学大学院の博士課程後期を担当する教員となることができる者は、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められ、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3章 選考の方法

第1節 教授

(選考委員会の設置)

第10条 教授会は、教授候補者選考の都度、教授候補者選考委員会（以下この節において「選考委員会」という。）を設ける。

(選考委員会の組織)

第11条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 保健医療学部長

(2) 教授会において連記無記名投票により投票多数の者から選出された教授6人。ただし、得票が同数のため選定困難の場合は、得票同数の者につき単記無記名投票を行って決定する。

2 選考委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、第13条の規定により教授候補者として応募した場合又は推薦された場合、委員を辞さなければならない。ただし教授候補者として推薦された委員が、当該教授候補者となる意思がないことを、遅滞なく委員長に申し出た場合は、この限りでない。

4 前項の規定により委員を辞した場合、委員長はその旨教授会に報告し、教授会は、第1項第2号の投票により次点となった者を委員に充てる。

(選考委員会の会議等)

第12条 この規程及びこの規程に基づく細則に定めるもののほか、選考委員会の会議、運営等について必要な事項は、その都度、選考委員会が決定する。

(候補者の募集)

第13条 教授候補者の募集は、次の各号のいずれかにより、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 公募

(2) 教員及び他大学等への推薦依頼

(選考委員会の選考)

第14条 選考委員会は、前条により応募した者及び推薦された者について、第3条の規定に基づき、教授としての資格を審査する。ただし、大学院を担当することとなる教授を選考する場合は、第8条又は第9条の規定に基づき、大学院担当の教員としての資格を併せて審査するものとする。

2 選考委員会は、前項の審査により資格があると認められた者のうちから、教授候補者となるべき適任者（以下この節において単に「適任者」という。）5人以内を選定し、教授会に推薦する。

3 選考委員会の委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(教授会の選考)

第15条 選考委員会の委員長は、前条第2項の規定により推薦した適任者の選考の経緯を教授会において報告する。

- 2 教授会は、前項の報告を参考として適任者のうちから単記無記名投票を行い、有効投票の過半数の得票者を教授候補者となるべき者（以下この条において「当選者」という。）とする。
- 3 前項に該当する者がいないときは、得票多数の2人について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とし、得票同数の場合は、保健医療学部長が決定する。ただし、白票数が有効投票の過半数の場合は、当選者はないものとし、教授会の議を経て改めて選考を行う。
- 4 選考委員会の推薦する適任者が1人の場合は、この者について適否を決める投票を行うこととし、有効投票の過半数の信任をもって当選者とする。ただし、可否同数の場合は、保健医療学部長が決定するものとし、当選者が得られない場合は、教授会の議を経て改めて選考を行う。
- 5 第2項及び第4項の投票においては、不在者投票を認めるものとする。
- 6 第2項の不在者投票は単記無記名投票、第4項の不在者投票は適否を決める投票とする。
- 7 第1項、第2項、第3項及び第4項の教授会は、教授会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の4分の3以上の出席がなければならない。

（候補者の決定）

第16条 保健医療学部長は、前条第2項、第3項又は第4項の規定により選考された教授候補者となるべき者を教育研究評議会に報告する。

- 2 教育研究評議会は、前項の教授候補者となるべき者について、その適否を審議する。
- 3 学長は、前項の審議結果を参考として、教授候補者となるべき者を決定し、その者に対し、就任の諾否を問い合わせ、その承諾に基づき候補者を決定する。
- 4 学長は、第2項の審議結果を参考として、適任とする教授候補者がいない場合及び前項の承諾が得られない場合には、保健医療学部長にその旨を通知し、保健医療学部長は教授会の議を経て改めて選考を行う。

第2節 准教授、講師、助教及び助手

（常置選考委員会の設置）

第17条 准教授、講師、助教及び助手の選考を行うため、准教授講師助教助手候補者選考委員会（以下この節において「常置選考委員会」という。）を置く。

（常置選考委員会の組織）

第18条 常置選考委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織する。

- (1) 保健医療学部長
- (2) 看護学科長
- (3) 理学療法学科長
- (4) 作業療法学科長
- (5) 看護学科教授2人
- (6) 理学療法学科教授1人
- (7) 作業療法学科教授1人

なお、学科の委員は、各学科ごとに無記名による投票により教授会において選出することとし、投票は、看護学科にあつては2名を、その他の学科にあつてはそれぞれ1名を投票することとする。ただし、得票が同数のため選出困難の場合は、得票同数の者につき単記無記名投票を行って決定する。

- 2 常置選考委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第 19 条 常置選考委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することを妨げない。ただし、引き続き4年を越えて在任することはできない。
- 3 委員は、任期満了の場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第 20 条 常置選考委員会の会議は、保健医療学部長の要請に基づき、委員長が招集する。

- 2 常置選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 常置選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(常置選考委員会の業務等)

第 21 条 常置選考委員会は、第4条、第5条、第6条又は第7条の規定に基づき、准教授、講師、助教又は助手の候補者となるべき者の資格を審査する。

- 2 常置選考委員会は、准教授、講師、助教又は助手の公募を行い、当該候補者1名を選考する。なお、公募は保健医療学部長からの要請による。
- 3 常置選考委員会は、前2項の規定による審査のほか、准教授、講師、助教又は助手として適任であるか否かを調査し、その選考を行うものとする。

(候補者の募集等)

第 22 条 准教授、講師、助教又は助手候補者の募集は次の各号のいずれかにより、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 公募

(2) 当該学科からの候補者推薦

- 2 保健医療学部長は、第2条に掲げる准教授、講師、助教又は助手候補者選考の必要が生じた場合には、担当の学科長からの申し出に基づき、常置選考委員会にその選考を付さなければならぬ。
- 3 前項に規定する担当学科長等の申し出は、当該学科の他の教授との協議を経たものでなければならない。
- 4 常置選考委員会の委員長は、前条による選考の結果を速やかに保健医療学部長に報告しなければならない。
- 5 保健医療学部長は、前項の報告に基づき准教授、講師、助教又は助手候補者を教授会に提案する。常置選考委員会の委員長は、その際選考の経過を説明するものとする。
- 6 教授会は、前項の規定により提案された准教授、講師又は助教候補者の適否を決定するため、無記名による投票を行い、有効投票の過半数の信任をもって候補者となるべき者を決定する。ただし、可否同数の場合は、保健医療学部長が決定する。
- 7 教授会は、第5項の規定により提案された助手候補者の適否を決定する。

(候補者の決定)

第 23 条 保健医療学部長は、前条第6項又は第7項による選考結果を学長に報告し、学長はその結果を参考として准教授、講師、助教又は助手の候補者を決定する。

第4章 雑則

(教員の退職)

第24条 教員が退職するときは、次の各号に掲げる者を経て、保健医療学部長が教授会に報告するものとする。

- (1) 教授の退職にあつては、保健医療学部長。
- (2) 准教授、講師、助教及び助手の退職にあつては、各学科長。

(規程の疑義)

第25条 この規程の施行又は解釈についての疑義は、教育研究評議会の議を経て、学長が決定するところによる。

(規程の改正)

第26条 この規程の改正は、教育研究評議会に出席した者の3分の2以上の同意がなければならぬ。

(庶務)

第27条 この規程施行上の庶務は、事務局において処理する。

(細則)

第28条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以後に選考を開始する教員について適用し、施行日前から選考を開始している候補者の選考については、札幌医科大学保健医療学部教員選考規程（平成5年3月31日医大総第1332号。以下「旧教員選考規程」という。）によるものとする。
- 3 旧教員選考規程に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。この場合において、助教授として選考された者は、准教授として選考されたものとみなす。
- 4 札幌医科大学保健医療学部助教選考規程（平成19年2月13日医大企第195号）に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 5 旧教員選考規程に基づき任命された助教授講師候補者選考委員会委員は、この規程に基づき任命された准教授講師助教助手候補者選考委員会委員とみなす。この場合において、その者の任期については、第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成20年10月1日規程第34号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則（平成23年2月14日規程第80号）

この規程は、平成23年2月14日から施行する。

附則（平成23年4月12日規程第20号）

この規程は、平成23年4月12日から施行する。

附則（平成24年2月1日規程第1号）

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附則（平成26年9月11日規程第53号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則（平成26年9月11日規程第53号）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。